

2015年度 給与・人事行政の運営等の状況を公表します

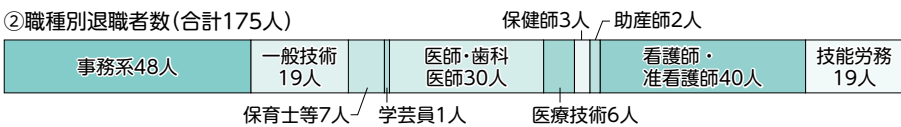
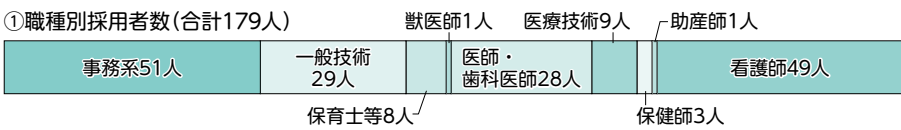
町田市の職員数、給与、勤務条件等の状況についてお知らせします。詳細は、町田市ホームページでご覧いただけます。

☎職員課 ☎724・2199

人事行政の運営等の状況

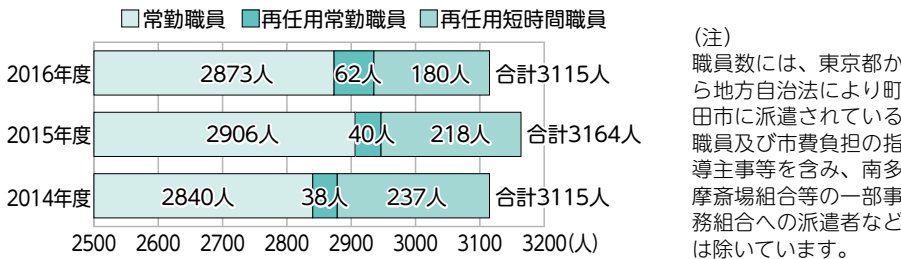
1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況(2015年度における新規採用者数並びに職種別及び事由別退職者数)



(注) 定年退職…60歳に達する日以後の最初の3月31日に退職/勸奨退職…一定の年齢及び勤続年数以上の者に希望を募る定年前の早期退職/普通退職…自己都合などによる退職

(2) 職員数に関する状況(各年度4月1日現在)



(注) 職員数には、東京都から地方自治法により町田市に派遣されている職員及び市費負担の指導主事等を含み、南多摩斎場組合等の一部事務組合への派遣者などは除いています。

2 職員の人事評価の状況

職員の勤務評定は、条件付採用期間(採用の日から6か月間)の職員が正式採用になるための判定、主任・係長・管理職選考等の可否の判定並びに昇給の判定などの際に、職務業績、職務遂行能力、職務態度等について実施しています。

種類	人数
条件付採用	201人
昇任	319人
勤務評価による上位昇給	458人

3 職員の給与の状況

人件費の状況(2015年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出総額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)2014年度の人件費率
42万6937人 (2015年1月1日現在)	1428億5348万円	45億8132万円	225億401万円	15.8%	15.9%

(注) 人件費とは、一般職員に支給される給与と市長や議員など特別職の給料・報酬・手当などの経費の合計です。また、普通会計とは、一般会計と特別会計を基に全国統一基準で再構成した会計です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休憩時間の状況(2016年4月1日現在)

職員の勤務時間は、条例等により次のように定めています。ただし、業務上必要が認められる場合などは、異なる勤務時間が割り振られることがあります。

勤務時間			休憩時間
勤務時間	始業時刻	終業時刻	
1週間あたり38時間45分	午前8時20分	午後5時5分	正午から午後1時までの1時間

(2) 休暇制度の概要(2016年4月1日現在)

職員に付与される年次休暇は、1年度につき20日となっています。年次休暇以外の休暇等については、町田市ホームページでご覧いただけます。

(3) 病気休暇・介護休暇の状況

病気休暇	介護休暇
134人	3人

5 職員の休業の状況

育児休業は、3歳未満の子どもを育児するための休業です。

育児休業	
男	女
11人	171人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持並びに適正な運営の確保という観点から行われる処分です。懲戒処分は、職員の非違行為に対して、職場の秩序維持・回復を目的として行われる処分です。

懲戒処分は、職員の非違行為に対して、職場の秩序維持・回復を目的として行われる処分です。

(1) 分限処分

種類	延べ件数	人数
免職	0件	0人
降任	0件	0人
病気休職	196件	54人
刑事休職	0件	0人

(2) 懲戒処分

種類	延べ件数
免職	0件
停職	1件
減給	2件
戒告	2件

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いて、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。

種類	延べ件数
営利企業等の従事許可	174件

8 職員の退職管理の状況

職員で管理職であった者は、退職後2年間、管理職として関与していた職務に関する働きかけが禁止されています。また、再就職情報の届出義務があります。

(1) 働きかけの状況=2015年度0件

(2) 再就職情報の届出の状況

退職年度	対象者数	再就職の状況		
		町田市嘱託・臨時	非営利法人	再就職しない
2015年度	11人	3人	5人	3人

9 職員の研修の状況

常に市民のニーズを正確に捉える視点を持ち、高い専門的知識と人間性豊かな判断力・行動力をもって課題に取り組み、市民の納得・共感・信頼を得る行政のプロフェッショナルを育成するため、職員に対する研修を計画的に実施しています。

研修の種類	修了者数	備考
独自研修	延べ5353人 うち300人	職層別研修・実務研修・専門研修等 自動体外式除細動器(AED)講習受講者
派遣研修	延べ1335人	東京都町村職員研修所・東京都職員研修所等へ派遣

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の保健に関する事項

職員の健康の保持増進のため健康診断やそのフォロー等のため健康相談を実施しています。

① 主な健康診断の実施状況

種類	人数
定期健康診断	2927人
大腸検診	1478人

② 産業医による健康相談の実施状況

種類	延べ人数
健康診断フォロー	76人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数

種類	延べ件数
公務災害	16件
通勤災害	3件

(3) 町田市職員互助会に関する事項

地方公務員法第42条の規定に基づき、市の条例により「町田市職員互助会」を設置し、職員の健康増進、その他厚生に関する事業を行っています。事業は、会員の会費(給料月額0.5%)と市の交付金(給料月額0.3%以内)で運営されています。

会員数	3121人(2016年4月1日現在)
事業内容	給付事業(慶弔費等) 健康体育事業(スポーツ大会等) 文化教養事業(文化祭等) 福利厚生事業(人間ドック利用補助等)

11 公平委員会の業務の状況

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、規約により市及び一部事務組合で共同して「東京都公平委員会」を設置し、職員の勤務条件に関する措置の要求や不利益処分の審査など、職員の権利利益の保護のため処分庁とは異なる第三者機関・中立機関として業務を行っています。

項目	延べ件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分についての不服申立て	0件
苦情処理	2件